長与町告示第１２２号

経営管理権集積計画の告示について（１２・１６・１７林班）

令和８年１０月２１日

長与町長　　吉　田　愼　一

下記の森林について、森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第４条第１項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第７条第１項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

１　経営管理権限集積計画の対象森林

No.	林班	大字	森林面積	集積計画件数	筆数	備考
1	１２林班	本川内郷	0.98ha (0.39 ha)	２件	２筆	整理番号 集 R7-12-2・8
2	１６林班	本川内郷	4.32ha (3.27 ha)	９件	１２筆	整理番号 集 R7-16-2・6・8・9・13・17・22・25
3	１７林班	平木場郷	0.33ha (0.33 ha)	４件	４筆	整理番号 集 R7-17-4・12・16・20

※表中面積欄：上段は林地台帳面積、下段（　）は施業面積

２　縦覧場所

長与町建設産業部産業振興課

長与町公式ホームページ（リンク https://webtown.nagayo.jp）

３　権利の設定

本告示により、長与町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。